

各事業を行うにあたって、新型コロナウイルス感染症及びその他の感染症対策
(第4版を受けて)

一般財団法人 山形県バスケットボール協会 U15 委員会

1 各事業（リーグ戦、選手権、育成練習会）実施又は中止及び参加者の参加条件について

(1) 事業中止事態

国及びスポーツ庁、JBA、山形県、山形県スポーツ庁、県協会の方針に基づき、緊急事態宣言発令及び山形県警戒レベル4の段階で中止とする。

(警戒レベル3になるか、中学校の練習試合等の交流が可能と判断されていれば再開する)

(2) チーム出場停止について

① チーム内（スタッフ及び選手）に感染者がでた場合。

② 複数の濃厚接触者がでた場合。

(3) 選手の出場停止。

① 家族又は学校内で感染者、濃厚接触者がでた場合。

2 対応

(1) の場合、緊急事態宣言の解除並びに、イベント活動、中学校部活動の対外試合が可能になったら、活動を再開する。

→ 開催延期できるか判断し、延期して実施可能な場合は実施する。

不可能な場合は今年度の事業を中止する。

(2) の場合、該当チームは①感染者（陽性者）がいなくなると、保健所の許可及び2週間経過したら出場可能とする。濃厚接触者の場合、チーム関係者全員の陰性が確認されて、2週間が経過していること。（PCR検査が必要とされた人がいたことを想定、検査対象外の方は陰性とみなす）

→ 該当チームの組み合わせ変更で実施できる場合、該当チームの試合を延期する。延期できない場合は、当該チームは欠場とする。

(3) の場合、家族内、学校内で感染者がでた場合、濃厚接触者に該当する可能性が高い場合は、PCR検査で陰性が確認又は保健所の指導のもと濃厚接触者に当たらないとされるまで練習及び大会参加を控えること

3 事業を行うにあたって確認事項

- (1) 各事業の選手の参加には保護者の同意を必要とする。
 - (2) 保険加入について 育成練習会は参加料の中よりスポーツ安全保険に U15 委員会で加入致します。U14・U15 クラブリーグ戦及び全国 U15 選手権山形予選会の参加については各チームで必ず保険加入すること。
 - (3) JBA が示しているレベル 1 になるまで当面の間、保護者の方は会場へのご入場は制限する。ただし、リーグ戦及び選手権は各チームビデオ撮影 1 名、代表者 2 名(緊急時付き添いのため)合計 3 名まで会場への入場を認める。育成練習会においては、救急搬送が必要な時は、保護者に連絡の上、スタッフ又は緊急対応の保護者が付き添う。
 - (4) 試合及び育成練習会場には新型コロナウイルス感染対策責任者を設置し、感染拡大防止に努める。
各チームスタッフ・育成スタッフは消毒（消毒用ボトル 2 本程度）をできる準備をし、試合及び練習後、使用した場所（TO 席・ベンチ・観客席・更衣室等）を消毒する。
 - (5) 大会および練習会場に入場時、検温・入場者リスト(使用会場によっては)・健康チェックシートを提出する。
(提出先は、その時の状況(体育館・大会運営者等)に合わせて提出する)
 - (6) 新型コロナウイルス感染防止対策のため、関係チーム保護者の協力をお願いしても良いが、人数は必要最小限(6名以内)とする。
※6名の内訳、検温する人(2人)、入場者リスト・健康チェックシートの受け取り(1人)、会場の管理(換気、トイレの消毒液、ソーシャルディスタンス、控え室でのマスク着用の呼びかけ等)(3人)
- 4 JBA 及び感染症対策を踏まえて活動を実施する。
JBA の感染対策第 4 版をホームページにリンクしてあります。